

# 地域健康づくりグループ育成事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 地域健康づくりグループ育成事業は、健康教育等の健康増進事業の参加者等の自主グループ化を図り、その活動を支援するとともに、地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を实践できるボランティア（呼称を「健康づくりサポーター」とする。）を養成し、その自主グループ及び健康づくりサポーターが地域で活動することにより、市民相互で支えあって健康づくりに取り組める環境づくりを目的とする。

### (実施主体及び実施責任者)

第2条 事業の実施主体は、区役所・支所とし、実施責任者は健康福祉部長とする。

## 第2章 自主グループの育成及び支援

### (対象者)

第3条 対象者は次の各号に掲げる事項に該当し、かつ生活習慣の改善に自主的及び継続的に取り組むことができる者とする。

- (1) 区役所・支所が実施する健康教育等の健康増進事業に参加した者
- (2) その他、実施責任者が適当と認めた者

### (実施内容)

第4条 区役所・支所は、自主的かつ継続的に活動が行われるために支援が必要と認められるグループに対して、次の各号に掲げる事項について支援する。

- (1) 活動の企画，運営
- (2) 健康相談，健康教育等の技術提供
- (3) 組織の運営
- (4) 関係機関との調整
- (5) 講師等の紹介，調整
- (6) その他，必要と認められる者

### (活動の推進)

第5条 区役所・支所は自主グループ活動の推進を図るために、次の各号に掲げる事項について支援する。

- (1) 健康づくりサポーター活動への発展
- (2) 既存自主グループとの交流

### (評価)

第6条 健康福祉部長は、育成及び支援した自主グループの活動状況について別に定める

評価指標を参考に分析し、育成及び支援方法等の改善に努める。

(記録の整備及び報告)

第7条 健康福祉部長は、自主グループの育成及び支援を実施したときは、別に定める様式により、年度末までに保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課に報告するものとする。

### 第3章 健康づくりサポーター養成

(対象者)

第8条 対象者は、地域において生活習慣の改善等の健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践できる者で、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 区役所・支所が育成及び支援する健康づくりの自主グループ参加者
- (2) 健康づくりサポーター養成講座受講を希望する者
- (3) その他、実施責任者が適当と認めた者

(実施内容)

第9条 市民主体の健康づくりの担い手である健康づくりサポーターの役割の理解と動機付けを行うことを目的に養成講座を実施する。講座の内容は次の各号に掲げる事項とし、実施回数は区役所・支所で決定する。

- (1) 地域の健康課題
- (2) 健康づくりのための基本的知識や情報
- (3) 京都市民健康づくりプラン
- (4) 健康づくりサポーターの役割
- (5) 具体的な活動に向けたグループワーク
- (6) その他、必要と認められるもの

(活動の推進)

第10条 区役所・支所及び健康長寿企画課は、サポーター活動の推進を図るために、次の各号に掲げる事項について実施する。

- (1) 健康づくりサポーターの組織化(区役所・支所レベル, 区レベル, 市レベル)
- (2) 健康づくりサポーターによる全市的な取組やイベント
- (3) 保険部門との連携
- (4) 健康づくり担当者連絡会の開催

(保険)

第11条 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長は活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

(評価)

第12条 健康福祉部長は、地域の健康指標の変化や養成及び支援した健康づくりサポーター

ター自身の変化，サポーター組織の成熟度等について，別に定める評価票等を参考に分析し，本事業の改善に努める。

(記録の整備及び報告)

第13条 健康福祉部長は，健康づくりサポーターの養成・支援，活動実績・内容及び登録者数について，別に定める様式により，年度末までに保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

この要綱は，平成22年4月1日から一部改正する。

この要綱は，平成28年4月1日から一部改正する。

この要綱は，平成29年4月1日から一部改正する。ただし，健康福祉部長に関する規定については，平成29年5月8日から施行し，それまでの間は，なお従前の例による。